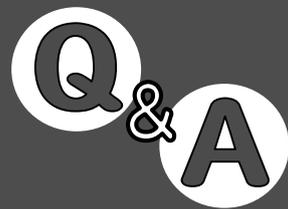


介護保険でできる住宅改修



要介護者等が「自宅に手すりを取付ける」「段差の解消」など自宅のバリアフリー化のための住宅改修を行おうとするとき、20万円までの介護保険給付を受けられることはご存じですか。

申請の際によくある質問は、下記 Q&A のとおりです。その他ご不明点がありましたら、高齢福祉室(072-727-9500)にお問い合わせください。

介護保険の住宅改修 Q&A

Q1 すでに着工していても申請できますか？

A

すでに着工している場合、申請することはできません。
必ず事前申請が必要です。
事前申請を行い、確認通知が届いてから着工してください。

Q2 どんな改修工事にも介護保険を使えますか？

A

介護保険で定められている工事のみに利用できます。
全ての改修工事に利用できるわけではありません。
単なるリフォームや老朽部分の修復を目的とした工事には介護保険は利用できません。

Q3 介護保険で改修費用を全額まかなえますか？

A

利用者の所得に応じて1~3割の自己負担が発生しますので、給付額は18万円以下(所得によっては14万円以下)になります。
施工業者により改修費用が異なるため、複数の業者から見積りを取り、比較することをおすすめします。

Q4 支払い方法は選択できますか？

A

償還払(①)と受領委任払(②)の2種類から選択できます。
①利用者が施工業者へいったん全額を支払い、後日市から利用者へ保険給付分を払い戻します。
②施工業者と利用者の合意のもと、利用者が改修費用の1~3割分を施工業者に支払い、残りの保険給付分は市が直接、施工業者に支払います。

裏面で、実際の手続きの流れについて紹介します

箕面市 健康福祉部 高齢福祉室

TEL:072-727-9500

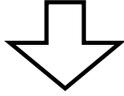
市民部 介護・医療・年金室

TEL:072-724-6860

介護保険での住宅の改修の流れ

①住宅改修の相談

まずは、担当ケアマネジャーか
高齢者くらしサポートにご相談ください



②改修箇所の検討

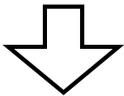
③施工業者の選定

④見積り依頼

【提出書類】

- ・申請書、見積書、平面図
- ・改修前の写真
- ・住宅所有者の承諾書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・本人確認書類

⑤事前申請



【市役所】

- ・工事の必要性、内容、価格等を審査
- ・確認通知の送付

⑥工事の施行、完了

⑦工事費用の支払い

《ご注意!》

市役所からの確認通知が届いてから工事を始めてください



⑧事後申請

【提出書類】

- ・完了届、領収書(原本)
- ・改修後の写真
- ・振込先口座届出書
- ・本人確認書類



【市役所】

- ・工事完了の確認、申請書類の審査
- ・給付費決定の送付

⑨住宅改修費の支払い